

令和5年度 第1回学校運営協議会

令和5年4月21日（金） 会議室

日程説明等……………9:00
授業参観……………9:15～9:40

開会9:45

- 1 校長あいさつ
- 2 任命書交付
- 3 自己紹介
- 4 規則確認
- 5 会長選出
- 6 副会長の指名
- 7 議長選出
- 8 熟議
 - (1) 令和5年度学校経営方針について
 - (2) 大平台小いじめ防止基本方針について
 - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

- 9 連絡事項
 - (1) 学習ボランティア
 - (2) 次回議長の選出

閉会 10:30

集合写真撮影

今後の日程（予定）

第2回	学校運営協議会	6月21日（水）	13:30～15:00
第3回	学校運営協議会	7月26日（水）	9:00～11:00
第4回	学校運営協議会	12月18日（月）	10:00～12:00
第5回	学校運営協議会	2月 8日（木）	10:00～12:00

令和5年度 学校運営協議会委員等一覧

No	御芳名	役 職
1	井嶋 吉廣	学校運営協議会委員 (自治会顧問)
2	齋藤 良夫	学校運営協議会委員 (自治会長)
3	内藤 明子	学校運営協議会委員 (民生委員・主任児童委員)
4	野末 妙子	学校運営協議会委員 (交通ボランティア)
5	今井 孝	学校運営協議会委員 (さなる幼稚園)
6	島田 賢司	学校運営協議会委員 (民生・児童委員副会長)
7	大和 佐知子	学校運営協議会委員、学校支援コーディネーター
8	山田 高博	学校運営協議会委員 (前PTA会長)
9	幅 あけみ	学校運営協議会委員 (民生・児童委員会長)
10	田中 基生	学校運営協議会委員 (PTA会長)
11	荻 哲也	学校支援コーディネーター
12	今明 真理	学校支援コーディネーター
13	尾白 栄子	CSディレクター
14	徳増 宏之	オブザーバー (入野協働センター館長)

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度 大平台小学校 学校経営方針

【学校教育目標】

未来を切り拓く わかばの子

【教育をめぐる現状】

超スマート社会（society5.0）の実現に向け、先端技術が高度化して社会の在り方そのものが劇的に変化し、予測が困難な時代になっている。また、一昨年度より世界を襲っている新型コロナウイルス感染のような予測不可能な状況など、学校教育をめぐる状況は大きな変化のうねりの中にある。このような中、国はすべての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を図る「令和の日本型学校教育」を目指し、全学年35人学級とGIGAスクール構想の実現に踏み出した。

【地域の実態】

大平台は、浜松市中心から西方6kmほど離れた三方原台地の南端、佐鳴湖西岸に位置し、古くから「大平」と呼ばれていた。佐鳴湖西岸の開発の折、西岸遺跡群（大平遺跡、明善遺跡など）が発見された。これら遺跡群は、縄文時代から弥生・古墳・奈良・平安・中世時代のもので、古墳時代には多くの集落が成立し中世以降には、畑作として利用されることが多かった。現在は、佐鳴湖西岸地区区画整理事業によって開発され、緑あふれる町並みとともに新興住宅地として発展途上にある。

大平台小学校は、平成17年4月に開校し、18年が経過した。自治会、地域諸団体との協力、信頼関係のさらなる構築のため、学校や地域の様々な行事を通して協働体制を基本として取り組みをしてきた。新しく開発された地域であるので核家族の家庭が多く、学校の教育活動を通して地域住民同士の結びつきを深めていく必要もある。また、保護者や地域は、学校の教育活動に協力的であり、地域を学ぶ学習や行事を通して、地域の学校として根付きつつある。

【児童の実態】

開校時の平成17年度は児童数537名、16学級であったが、その後児童数が加速度的に増え、平成22年度には児童数823名、25学級となった。それ以降児童数は、少しずつ減少してきている。

子供たちは、家庭環境や教育環境に恵まれ、明るく素直で活動的である。学力は比較的高く、ほとんどの子供は基本的な生活習慣が身に付いている。穏やかな性格で優しい子供が多く、任されたことは真面目に取り組み、自分の目標に向かって努力することができる。その反面、自分で判断して行動することや自分で課題

を見つけて粘り強く追究することには、苦手意識がある。また、体を動かすことや外遊びについては進んで行う子と避ける子の二極化が見られる。

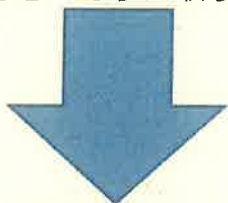
一方、発達に課題をもつ子供や集団に適應できない子供が年々増えている。外国につながる子供についても全体の5%ほど在籍していて、母語や日本語の獲得が不十分なため、サポーターによる学習支援や個別指導を行っているが、特に国語科や算数科の基礎学力の定着には課題がある。そのため、一昨年度より放課後ボランティアによる個別指導を行っている。

【目指す子供の姿】

教育をめぐる現状と地域や児童の実態を踏まえ、昨年度より学校教育目標を「未来を切り拓く わかばの子」とした。社会の変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮し、他者と協働しながら、自らの人生を切り拓き、未来の創り手となる子供の育成を目指している。

【目指す子供の姿をもとにした子供たちに付けたい5つの力】

- よりよい人間関係を築く力
- 目標を立て、自分で解決する力
- 情報を収集、選択する力
- 自分らしさを大切にし、守る力
- 粘り強くあきらめずに取り組む力



キャリア教育の4つの能力 のフィルターを通して

【キャリア教育のキーワードと付けたい力】

かかわろう

(人間関係・社会形成能力)

相手の思いや立場を尊重して、話し合ったり活動したりする力

やってみよう

(自己理解・自己管理能力)

何事も前向きに挑戦し、困難があってもくじけずに努力する力

見つめよう

(課題対応能力)

取り組みを振り返り、情報を選択・判断して課題を解決する力

つなげよう

(キャリアプランニング能力)

なりたい自分や学びのつながりを意識して、やるべきことに自ら取り組む力

【目指す学校の姿】

子供も教員も 楽しい学校
保護者が 安心して通わせられる学校
地域に 信頼される学校

- 授業を基盤としたあたたかい学級づくり
 - ・よりよい育ちを支援するための「子供理解と信頼関係」
 - ・どの子も居場所があり、互いに認め合うことができる学級
 - ・温かさや厳しさを併せもった学び合う集団

- 「楽しい」「分かる・できる」授業の展開
 - ・対話を大切にしたい、学びが深まる授業
 - ・一人一人に寄り添った適切な支援
 - ・自らの成長や考えの深まりを実感する学びの振り返り

- 明るく人間味あふれる職員室
 - ・来客等に笑顔で丁寧な対応
 - ・自分から明るいあいさつ
 - ・学び続ける教師集団
 - ・何事もチーム大平台小で対応

教育活動は、全て子供の姿で評価

【教育は人なり】 学校教育のミッションは、成長保障と学力保障



学校教育目標

未来を切り拓く わかばの子

第3次浜松市教育総合計画
未来創造への人づくり
市民協働による人づくり



入野中学区目指す子供の姿
夢に向かってたくましく
生きる子供

【 かかわろう 】

人間関係・社会形成能力

相手の思いや立場を尊重して
話し合ったり活動したりする力



【 やってみよう 】

自己理解・自己管理能力

何事も前向きに挑戦し、困難が
あってもくじけずに努力する力



知 学ぶ喜びを実感し、
主体的・対話的に
学び続ける子

生きる力

徳 関わり合う中で
自ら考え判断し、
行動できる子

体 心身の健康の保持
増進を目指して
実践できる子



【 みつめよう 】

課題対応能力

取り組みを振り返り、情報を選択・
判断して課題を解決する力



【 つなげよう 】

キャリアプランニング能力

なりたい自分や学びのつながりを意識
して、やるべきことに自ら取り組む力

互いを認め合う
温かい学級

子供の心に寄り添う
生徒指導

発達支援教育の理念

地域から信頼され、地域に根ざし、地域とともに歩む学校

わかばの子 学校応援団 (CS 学校運営協議会)



(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(大平台小)学校運営協議会長

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 学校運営の基本方針について丁寧な説明があり、十分な熟議ができた。
- 学校教育目標等、学校からの説明が良く理解できた。
- 身に付けさせたい力について理解が深まった。
- 一年を通して関わり、学校の様々な活動を理解できた。

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- 学習支援ボランティアの関わり方について熟議できた。
- 屋上庭園の活用、放課後指導等について熟議できた。
- 教職員との話し合いの場を持てたことがすごく良かった。運動会を開催するに当たっての教職員の取組を知り、教職員の子供たちへの思いが素晴らしいと感じた。

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- 放課後学習支援を来年度も充実させたい。屋上庭園も新たな目標をもって取り組みたい。タブレットを活用した授業の増加に伴い、サポートボランティアの導入や活用を進めていきたい。
- 学習支援ボランティアに、より多くの方が参加していただけるよう、協議会として尽力したい。また、幼稚園、小学校、中学校とつながりをもてるようにするための協議をしていきたい。

(様式1)

令和5年4月21日

浜松市立大平台小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 今井 孝 様

浜松市立大平台小学校運営協議会
会長 山田 高博

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和5年4月21日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

①屋上庭園を中心とした校内環境の改善を図るため、花壇を整備すべきである。

⇒花壇を整備する委員会を設置したり、地域のボランティアの協力を得たりして、栽培活動を活性化していく。

②学力の定着が不十分な子、集中できない子、自主学習を苦手としている子への手立てを講じるべきである。

⇒学習ボランティアを募集して、学習時に寄り添って支援したり、学習の見届けをしたりしてもらう。

保護者の皆様へ

大平台小 学習ボランティア募集



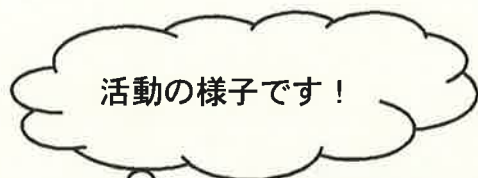
放課後自主学習する1、2年生の学習ボランティアを再募集します！

活動日時

- ・火曜、金曜 14:35～15:25 (1, 2年生)
- ・木曜 13:40～14:30 (1年生)
14:35～15:25 (2年生)

活動内容

- ・本読み・書き取り・計算カード・宿題プリントの支援や見守り
- ・基本的に外国につながる1、2年生の子供たちが対象です



可能な時間帯で構いません。参加回数をご都合に合わせて結構です。
保護者の皆様はお子さんを連れてきて一緒にやっていただいで大丈夫です。
祖父母の方、地域の方も歓迎です！
資格や経験は問いませんので、まずは見学だけでも是非来てください。

ご興味のある方、詳しいお話を聞きたい方は、大平台小学校教頭の芹澤先生、
又は新村先生までお問い合わせください。【大平台小 TEL482-1161】

大平台小学校運営協議会長 宮澤 健
学校支援コーディネーター 大和 佐知子



きりと

学習ボランティア申込書

氏名 () 連絡先 ()

() 年 () 組 児童名 ()

担任→教頭まで

3学期学習ボランティア日程表

火曜日14:35 下校時間 一年生 木曜日13:40 金曜日14:35

1月										2月									
日	曜日	予定等	1年生	2年生	3年生以上	日	曜日	予定等	1年生	2年生	3年生以上	日	曜日	予定等	1年生	2年生	3年生以上		
10	火	特5 下校 1年13:40 2-6年14:35				2	木			鈴木		2	木	6送会 山台出し		鈴木			
12	木	特5時間 下校14:35 15:00:会議	河口・岩永			3	金		田中・金田			3	金		田中・金田				
13	金	特5 下校14:05 会議14:30				7	火		今明・河口・金田			7	火		今明・河口				
17	火		今明・河口・金田			9	木			鈴木		9	木			鈴木			
19	木		河口・岩永	鈴木		10	金	特5 ワックス塗り				10	金		岩永・田中・金田				
20	金	特5 下校14:05 14:30-会議				14	火	参観会	今明・河口・金田			14	火	特4 1-4年13:00 5・6年 15:25					
24	火	出張	今明・河口			16	木			鈴木		16	木	特3 修了式					
26	木	特5時間 1年生4時間 15:00-会議	河口・岩永			17	金		岩永・田中・金田			17	金	特3 卒業式					
27	金		田中・金田	岩永		21	火	特5 下校	今明・河口・金田										
31	火		今明・河口			23	木	天皇誕生日											
						24	金	特5 下校14:05											
						28	火		河口・今明										

春休み
3/20(月)、22(水)23(木)
スクール・染ドが終わっていない児童のみ
できれば3学期中になんとかしたい。

14:00-14:30



保護者の皆様へ

大平台小学校メディアルーム 整備ボランティア募集！

- ・活動日時 10月20日(木) 27日(木)
13:00~15:00
- ・集合場所 大平台小 図書室
- ・活動内容 ①配架計画による図書の色分けシールはり
②図書の移動(1階から2階へ)
本の合計1170冊

? メディアルームってなんだろう

学習に必要な調べごとを行ったり、発表をする部屋です。
元々パソコン室として使用していた部屋を子供たちが使いやすいように整備します。

ご都合のつくお日にち、お時間のご参加で構いません。

祖父母の方のご参加も歓迎です。

子供たちに必要となる部屋作りを一緒にしませんか、



皆様のご協力を心よりお待ち申し上げます！

大平台小学校学校運営協議会会長 宮澤 健
学校支援コーディネーター 大和 佐知子



メディアルーム整備 ボランティア参加申込書

年 組 児童氏名

保護者氏名 連絡先

参加日 10月20日 10月27日

※参加可能なお日にちを○で囲ってください。

(提出期限 10月14日)

担任→教頭まで

大平台小 「タブレット保管庫、 配線作業ボランティア」 募集！

日時

- | | | | |
|-----|----------|-------------|---------------|
| 1回目 | 3月10日(金) | 11:00~11:40 | 作業説明のみ |
| 2回目 | 4月12日(水) | 10:00~11:30 | 移動&配線作業(児童数分) |
| 3回目 | 4月13日(木) | 10:00~11:30 | 移動&配線作業(児童数分) |



活動内容

- ・学校で児童たちが使用しているタブレットを、新年度の新しい学級の前のタブレット保管庫に移動するための作業です。
- ・1回目は、移動方法の時に必要な手順について、ICT支援員さんより聞きます。
1回目に参加していなくても、2回目、3回目に参加していただくことができます。

小学校では児童一人に一台タブレットを使用しています。

様々な授業の中でタブレットを活用し、学習に役立てる取り組みを行っています。

そのため新学期の新しい環境の中でも、児童たちが気持ちよくスタートができるよう準備を整えておきたいと思います。お忙しい中恐縮ですが、一人でも多くの方にお手伝いいただけたら幸いです。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



大平台小学校学校運営協議会会長 宮澤 健
学校支援コーディネーター 大和 佐知子

ご参加いただける方はお手数ですが下記の申込用紙を記入し、お子さまから担任の先生にお渡しください。よろしくお願いいたします。

きりとり



タブレット保管庫、配線作業ボランティア申込書

氏名 () 連絡先 ()

第1回目 () 第2回目 () 第3回目 ()

※参加できる日に○をつけてください。

()年 ()組 児童名 ()

令和5年度行事計画

4/18現在

浜松市立大平台小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	土	月	木	土	火	金
2	日	火	金	日	水	土
3	月	水	土	月	木	日
4	火	木	日	火	金	月
5	水	金	月	水	土	火
6	木	土	火	木	日	水
7	金	日	水	金	月	木
8	土	月	木	土	火	金
9	日	火	金	日	水	土
10	月	水	土	月	木	日
11	火	木	日	火	金	月
12	水	金	月	水	土	火
13	木	土	火	木	日	水
14	金	日	水	金	月	木
15	土	月	木	土	火	金
16	日	火	金	日	水	土
17	月	水	土	月	木	日
18	火	木	日	火	金	月
19	水	金	月	水	土	火
20	木	土	火	木	日	水
21	金	日	水	金	月	木
22	土	月	木	土	火	金
23	日	火	金	日	水	土
24	月	水	土	月	木	日
25	火	木	日	火	金	月
26	水	金	月	水	土	火
27	木	土	火	木	日	水
28	金	日	水	金	月	木
29	土	月	木	土	火	金
30	日	火	金	日	水	土
31	水	土	月	木	日	金

令和5年度行事計画

浜松市立大平台小学校

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	日	水 集団登校	金 集団登校	月 元日	木 集団登校	金 集団登校 6年生を送る会	1
2	月	木 集団登校	土	火 年末年始の休日	金 集団登校	土	2
3	火	金 文化の日	日	水 年末年始の休日	土	日	3
4	水	土	月 集団登校 参観会・懇談会PM	木 閉庁日	日 第3回環境整備作業	月 〈特5〉 集団登校	4
5	木	日	火 集団登校	金	月 集団登校	火 集団登校	5
6	金	月 集団登校	水	土	火 入野中入学説明会（保護者のみ）	水 〈特5〉 通学班会	6
7	土	火 〈特々4〉 就学時健診	木 学校保健委員会 (6年)	日	水 新入学説明会	木	7
8	日	水 〈特4〉	金	月 成人の日	木 CS	金	8
9	月	木 常任委員会⑤	土	火 〈特3〉 集団登校 始業式	金 〈普5〉 職員ワックス塗り	土	9
10	火	金 PTAあいさつ運動	日	水 〈特5〉 集団登校 給食開始	土	日 第6回資源物回収	10
11	水	土	月	木 〈普5〉 集団登校 県学力調査（仮） 常任委員会⑥	日 建国記念の日	月	11
12	木	日 第4回資源物回収	火	金 〈特5〉	月 振替休日	火	12
13	金	月 〈特5〉 つどい②	水 〈特5〉 三者面談 (12月は希望)	土	火	水 〈特4〉 給食終わり 卒業式総練習PM (5・6年)	13
14	土	火 〈5年のみ特4 他は普通日課〉	木	日	水 参観会AM	木 〈特4〉 常任委員会⑦	14
15	日	水 かわな（5年）	金 〈特5〉 三者面談	月	木 音楽鑑賞教室（5年）	金 〈特3〉 修了式 卒業式準備PM（5年）	15
16	月	木 かわな（5年）	土 冬のフェスタ大平台	火 〈特5〉	金	土	16
17	火	金 〈5年のみ特4 他は普通日課〉	日	水 民生児童委員と語る会	土	日	17
18	水	土	月 〈特5〉 三者面談 CS	木	日	月 〈特3〉 卒業式AM (5・6年)	18
19	木	日	火 〈特5〉 三者面談	金 〈特5〉	月 つどい③ (安全ボランティアに感謝する会)	火	19
20	金	月	水 〈特5〉 三者面談	土	火	水 春分の日	20
21	土	火 浜松市小学校陸上 大会	木 〈特5〉 給食終わり	日 第5回資源物回収	水 〈特5〉	木	21
22	日	水	金 〈特3〉 終業式	月	木	金	22
23	月	木 勤労感謝の日	土	火 健全育成会常任	金 天皇誕生日	土	23
24	火	金 〈特々4〉	日	水 〈特5〉	土	日	24
25	水	土 〈特4〉	月	木 〈普5〉	日	月 離任式	25
26	木	日 〈普5〉	火 閉庁日	金	月 〈特5〉	火	26
27	金	月	水 閉庁日	土	火	水	27
28	土	火 夢の丘コンサート PM（4年）	木 閉庁日	日	水	木	28
29	日	水	金 年末年始の休日	月 〈特5〉	木	金	29
30	月	木 浜松市学力調査 (5年)	土	火		土	30
31	火	PTAあいさつ運動 学習発表会	日	水		日	31